

人道支援の質と 説明責任に関する 必須基準 (CHS)

日本語版の発行に際して

「支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク(JQAN)」は、質が高く、受益者に対しアカウンタビリティを果たす緊急人道支援の実践に向け、2015年7月から普及、提言活動に取り組むネットワークです。事務局を特定非営利活動法人国際協力NGOセンターに置き、同センターの事業の一つとして、幹事団体、QAトレーナーほか多方面の関係者・団体の協力を得て活動をしています。JQANは2016年7月の初版日本語訳発行に続き、2024年3月に公開された第2版の日本語訳プロジェクトを主催しました。翻訳監修、発行には次の方々のご協力をいただきました。(敬称略、氏名50音順)

翻訳監修委員：

五十嵐豪 特定非営利活動法人 CWS Japan プログラム・マネージャー
岡野谷純 特定非営利活動法人 日本ファーストエイドソサエティ 代表理事
北原聡子 国際緊急人道支援専門家
佐久間隆 特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン

協力者：

甲斐聡一郎、川越東弥、香田将英、須原敦、原田奈穂子、福田紀子、渡辺康人

事務局：

松尾沢子

協力：

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

本冊子はJQANが日本語での普及のために、CHS著作権者が指定した翻訳ガイドラインを踏まえ自主的かつ独自に作成しました。CHS著作権者による英語原文の公式訳ではなく、著作権者はその質と正確さについては保証しません。

日本語版編集・発行：

支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク (JQAN)
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 アバコビル 5階
特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター内
Tel: 03-5292-2911, Fax: 03-5292-2912
Email: qa@janic.org
Website: <https://jqan.info/>
2016年7月 初版発行
2024年8月 第2版

©著作権に関する全権利を保有。「人道支援の質と説明責任に関するコア基準(CHS)」は、誰でも自由に利用できる基準であり、できる限り多くの関係者による使用を推奨する。本著の著作権は、CHS アライアンス、グループURD、およびスフィアが保有する。著作権者は、CHSの著作物であることが適切に明記されることを条件に、教育目的(トレーニング、研究、およびプログラム活動を含む)での複製を歓迎する。CHSの一部または全部を翻訳または改編する際には、chs@chsalliance.orgにメールを送信し、書面による許可を得なければならない。

目次

序文	02
----	----

9つのコミットメント	04
------------	----

危機や脆弱な状況にある
人びとや地域コミュニティは…

- | | |
|---|----|
| 1. 自らの権利を行使し、自分たちに影響を及ぼす活動や意思決定に参加できる。 | 06 |
| 2. それぞれのニーズや優先順位に応じて、タイムリーで効果的な支援を受けられる。 | 07 |
| 3. 今後起こり得る危機に対する準備ができ、回復力を高められる。 | 08 |
| 4. 人びとや環境に害を及ぼさない支援を受けられる。 | 09 |
| 5. 懸念や苦情を安全に伝えることができ、対応を受けられる。 | 10 |
| 6. 調整され、相互補完された支援を受けられる。 | 11 |
| 7. フィードバックや学びに基づいて継続的に見直され、改善された支援を受けられる。 | 12 |
| 8. 他者を尊重し、十分な能力があり、管理が行き届いた職員やボランティアから支援を受けられる。 | 13 |
| 9. 支援のための資源が倫理的かつ責任を持って管理されていると期待できる。 | 14 |
-

用語解説	16
------	----

「人道支援の質と説明責任に関する必須基準(CHS)」は、危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティを支援する組織が、人びとの権利と尊厳を尊重しつつ、人びとが直面する危機への解決策を見出すことを支援する9つのコミットメントを提供している。

CHSは、国際的に認められた計測可能な基準である。また、人びとと地域コミュニティ、支援者との間に公平な協力関係を促し、力の不均衡に対処することを目的としている。CHSは、人びとや地域コミュニティのために支援活動をおこなう全ての個人および組織に関連し、適用される。また以下の項目を実践するための枠組みとして使用できる：

- 人びとや地域コミュニティが支援者に説明責任を求められるようにする。
- 支援組織と活動の質を向上させ、説明責任を果たす。
- 支援組織の活動を評価・検証した上、CHSのコミットメント達成に向けた学びを継続していく。
- 支援の質と説明責任を保証するために、関係する全ての人びとが共に取り組むことを促進する。

CHSは、国際的に合意された人道原則（人道・公平・独立・中立）に基づいて設定されている。またその基盤であるスフィア人道憲章には、尊厳のある生活を営む権利、支援を受ける権利、保護と安全への権利が明記されている。人道危機の状況下で活動する組織は、スフィア最低基準を含む人道支援基準パートナーシップ（HSP、Humanitarian Standards Partnership）に掲げられる基準と合わせてCHSを使用することが推奨される。

CHSは、危機や脆弱な状況にある人びとを保護し支援することは、国およびその他の関係当局の第一義的責任であると認識している。



9つのコミットメントは、危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティが支援者から期待できることを説明している。それぞれのコミットメントは互いを補完し合い、全てCHSの不可欠な要素である。また、各コミットメントを達成するにあたり、人びとや地域コミュニティを支援する上で満たすべき要件が併記されている。

CHSの適用

CHSに掲げられる9つのコミットメントおよび付随する要件を達成するために、支援組織はCHSを体系的に実施できる環境を整えなければならない。言い換えれば、組織の価値観、組織内の仕事のやり方や手順、利害関係者とのやり取りにおける支援の質と説明責任を重視する組織文化を、組織のあらゆるレベルや機能において取り入れ、浸透させなければならない。なお、これら組織内の仕事のやり方や手順については、その組織が掲げる理念や価値観、活動の背景や性質、人びとや地域コミュニティを含む利害関係者との関係により異なってくる。

9つのコミットメント

危機や脆弱な状況にある 人びとや地域コミュニティは…



1 自らの権利を行使し、自分たちに影響を及ぼす活動や意思決定に参加できる。



2 それぞれのニーズや優先順位に応じて、タイムリーで効果的な支援を受けられる。



3 今後起こり得る危機に対する準備ができ、回復力を高められる。



4 人びとや環境に害を及ぼさない支援を受けられる。



5 懸念や苦情を安全に伝えることができ、対応を受けられる。



6 調整され、相互補完された支援を受けられる。



7 フィードバックや学びに基づいて継続的に見直され、改善された支援を受けられる。



8 他者を尊重し、十分な能力があり、管理が行き届いた職員やボランティアから支援を受けられる。



9 支援のための資源が倫理的かつ責任を持って管理されていると期待できる。

危機や脆弱な
状況にある
人びと

1

自らの権利を行使し、
自分たちに影響を
及ぼす活動や意思
決定に参加できる。

2

それぞれのニーズや
優先順位に応じて、
タイムリーで効果的な
支援を受けられる。

3

今後起こり得る
危機に対する準備が
でき、回復力を高め
られる。

4

人びとや環境に害を
及ぼさない支援を
受けられる。

5

懸念や苦情を安全に
伝えることができ、
対応を受けられる。

6

調整され、相互
補完された支援を
受けられる。

7

フィードバックや
学びに基づいて
継続的に見直され、
改善された支援を
受けられる。

8

他者を尊重し、十分な
能力があり、管理が
行き届いた職員や
ボランティアから
支援を受けられる。

9

支援のための資源が
倫理的かつ責任を
持って管理されて
いると期待できる。

コミットメントとその要件

コミットメント 1

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは自らの権利を行使し、自分たちに影響を及ぼす活動や意思決定に参加できる。

要件:



- 1.1 人びとや地域コミュニティとの活動に多様性(ダイバーシティ)、公平性(エクイティ)、包摂性(インクルージョン)を保証する。特に、最も社会から取り残されがちな人びとに配慮する。
- 1.2 関連するタイムリーな情報を定期的に人びとや地域コミュニティと共有する。これには支援組織のコミットメントや責任で言及される権利に関する情報も含まれる。
- 1.3 人びとや地域コミュニティが利用しやすく、理解しやすい言語、形式を用い、敬意を払い、かつ状況に応じた方法でコミュニケーションを図る。
- 1.4 意思決定や活動への参加は、人びとにとって意味のある形であり、かつ各自が希望する方法にする。
- 1.5 人びとや地域コミュニティに関する情報発信については、政策提言(アドボカシー)や資金調達を含め、当事者にその情報の意味を伝え、同意(インフォームド・コンセント)を得た上で、正確かつ倫理的に、人びとの尊厳を守る形で敬意をもっておこなう。
- 1.6 透明性のある情報共有とコミュニケーションを保証し、人びとや地域コミュニティに影響を及ぼす活動や意思決定に、意味のある形で参加できるように、組織全体で一貫性のあるアプローチを確立する。

コミットメント 2

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティはそれぞれのニーズや優先順位に応じて、タイムリーで効果的な支援を受けられる。

要件:



2.1

地域における知識や能力、既存の活動を尊重し、それに基づいた支援プログラムを計画し実施する。

2.2

公平、公正、かつ透明性のある基準を用いて、支援プログラム、支援対象となる人びとやグループを決める。

2.3

定期的に支援プログラムをモニタリングし調整することで、活動がタイムリーであり、容易に受けられるようにし、かつ人びとや地域コミュニティの優先ニーズに対応できる活動を保証する。

2.4

人びとや地域コミュニティと共に活動するにあたり、関連する技術的な基準や過去の好事例を活用する。

2.5

満たされていない優先ニーズがあれば、それに対応できる技術的専門知識と能力を有する関係者につなげる。

2.6

人びとや地域コミュニティの背景や文化、多様な能力、人びとが直面する脆弱性やニーズ、リスクを理解した上で支援を実施するように、組織全体で一貫性のあるアプローチを確立する。その際、特に最も社会から取り残されがちな人びとに配慮する。

コミットメント 3

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは今後起こり得る危機に対する準備ができ、回復力を高められる。

要件:



3.1

公式・非公式を問わず、地域コミュニティのリーダーや地域主導の取り組みを支援することで、人びとや地域コミュニティの回復力（レジリエンス）を高める。

3.2

今後起こり得る危機や災害のリスクを予測し軽減するための、地域の能力を支援する。

3.3

人びとの生活や生計、地域経済、環境に長期的に良い影響を及ぼす支援プログラムを計画し、実施する。

3.4

人びとや地域コミュニティとの活動の初期段階から、資源の管理や意思決定に関する地域の主体性（オーナーシップ）を支援する。

3.5

地域主導の活動や意思決定が強化されるように、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

コミットメント 4

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは人びとや環境に害を及ぼさない支援を受けられる。

要件:



4.1

支援プログラムが人びとや地域コミュニティにもたらす可能性のある、あるいは実際にもたらす悪影響を特定し、防止し、軽減し、対処する。

4.2

支援プログラムが環境にもたらす可能性のある、あるいは実際にもたらす悪影響を特定し、防止し、軽減し、対処する。

4.3

データ保護に関する過去の好事例を踏まえ、安全で倫理的、かつ効果的なデータおよび情報の管理を徹底し、人びとや地域コミュニティにとってのリスクを最小限に抑える。

4.4

過去の好事例を踏まえ、人びとや地域コミュニティの安心、安全、権利、尊厳を守り、職員やボランティアによるあらゆる形態の搾取と虐待（性的搾取、虐待、ハラスメントを含む）を防止するために、支援活動において組織全体で一貫したアプローチを確立する。

4.5

過去の好事例を踏まえ、支援組織とその活動が環境にもたらす悪影響を軽減するために、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

コミットメント 5

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは懸念や苦情を安全に伝えることができ、対応を受けられる。

要件:



5.1

過去の好事例を踏まえ、地域コミュニティの全てのグループがフィードバックしやすく、懸念や苦情を報告できる、安全で利用可能かつ適切な方法を計画し、実施する。

5.2

性的搾取や虐待、ハラスメントを含む有害な行為を防ぐために、支援組織の職員やボランティアが遵守すべき行動について、人びとや地域コミュニティが理解しているか、定期的に確認する。

5.3

懸念や苦情を報告する方法や、どのように対処されるかについて、人びとや地域コミュニティ、その他の利害関係者が理解しているか、定期的に確認する。

5.4

過去の好事例を踏まえ、苦情の管理、調査、対応し、必要であれば対応できる団体等に適切に繋いでいく。

5.5

性的搾取、虐待、ハラスメントを含む、あらゆる不正行為に関する苦情や報告を調査し対応するにあたり、被害者／サバイバー中心のアプローチを適用する。

5.6

あらゆる懸念や苦情を積極的に受け入れ、タイムリーかつ適切に対処されるように、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

コミットメント 6

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは調整され、相互補完された支援を受けられる。

要件:



6.1

支援組織の活動が、地域主導の活動や地域に根ざした活動、および関係者と調整し、相互補完的に実践されていることを保証する。

6.2

人びとや地域コミュニティに対する支援の質と説明責任のコミットメントが活動のあらゆる段階において適用されるように、パートナー団体を支援する。

6.3

パートナー団体間の、関係性の質と効果を定期的に評価し、必要に応じて改善する。

6.4

連携やパートナーシップが、公平な意思決定と支援のための資源の共有、ならびに各パートナーの特性、役割、責任の尊重に関するコミットメントに基づいて構築され、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

コミットメント 7

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティはフィードバックや学びに基づいて継続的に見直され、改善された支援を受けられる。

要件:



7.1

支援組織とその活動について、人びとや地域コミュニティから定期的にフィードバックや意見を聞き取り、対応する。

7.2

意思決定のために個別データを収集する際には、人びとや地域コミュニティの多様性を反映し、かつ当事者への負担を最小限に抑える方法でおこなう。

7.3

モニタリングやフィードバック、苦情、学びから得られたデータを意思決定の指針として活用し、支援プログラムや組織の活動のあり方を改善する。

7.4

フィードバックやモニタリングから得られた分析や学び、それに伴う変更点を、組織が支援する人びとや地域コミュニティ、ならびに利害関係者と共有する。

7.5

支援の質と説明責任に関するコミットメントをより良く達成するために、活動や取り組み方を継続的に学び改善すべく、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

コミットメント 8

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは他者を尊重し、十分な能力があり、管理が行き届いた職員やボランティアから支援を受けられる。

要件:



8.1

リーダー、職員、ボランティアは、質と説明責任を重視する組織文化を醸成し、実践する。

8.2

全ての職員およびボランティアの安心、安全、福祉、尊厳を守る措置を講じることにより、安全で包摂的（インクルーシブ）な活動環境を維持する。

8.3

全ての職員およびボランティアが、それぞれの役割と責任を効果的かつ説明責任をもって果たすために、必要な支援を受けることができ、スキルおよび能力を備えていることを保証する。

8.4

全ての職員およびボランティアが行動規範を理解し、遵守することを保証する。行動規範は、少なくとも人びとに対するあらゆる形態の搾取、虐待、ハラスメント、差別、もしくは支援のための資源の不正使用を禁止している。

8.5

全ての職員およびボランティアが懸念を表明したり、不正行為を報告したりする安全かつ機密性の高い方法を確保するとともに、報告者を適切に保護することを保証する。

8.6

過去の好事例を踏まえ、全ての職員およびボランティアの不正行為に対し、タイムリーかつ適切な措置を講じる。

8.7

過去の好事例を踏まえ、人材管理が公正で差別なく透明性のある方法で効果的に行われるように、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

コミットメント 9

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティは支援のための資源が倫理的かつ責任を持って管理されていると期待できる。

要件:



9.1

組織のコミットメントを達成するために、十分な能力および資源を保証する。

9.2

過去の好事例を踏まえ、責任をもって資金を管理する。

9.3

資金調達や資源の割当て、資金配分が倫理的に行われることを保証し、組織のコミットメントや価値を損なわないようにする。

9.4

本来の目的を達成するため資源を管理・活用し、廃棄物や環境への影響を最小限に抑える。

9.5

汚職や不正行為、資源の不正使用、利益相反など、組織のあらゆるレベルでリスクを特定し、防止し、管理し、発生した場合は適切な措置を講じる。

9.6

資源が効率的、効果的、倫理的に管理されるように、組織全体で一貫したアプローチを確立する。

CHSの使用について

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティを支援する個人もしくは組織は、CHSを使用し適用することが奨励される。また「私たちはCHSの適用に向け取り組んでいる」と表明できる。本基準の適合や遵守に関するその他の言及は、客観的に認められた検証プロセスに沿ってのみおこなうことができる。

用語解説

CHSでは、以下の定義を使用する：

説明責任： 責任をもって力を使い、さまざまな利害関係者（主にそのような力を使うことによって影響を受ける人びと）に配慮し、かつ説明責任を果たすプロセス。CHSの9つのコミットメントに記載されている通り、説明責任とは、人びとや地域コミュニティに影響を及ぼす課題について、当事者自身を意思決定の中心に置くことを意味する。

多様性 (ダイバーシティ)： アイデンティティ、生き立ち、経験、考え方、個性といった点において、人びとの間に違いが存在すること。こうした違いの中には、人種、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、能力や障がい、宗教的信条、文化的背景などの要因が含まれるが、これらに限定されるものではない。

保証する： コミットメントが確実に実践されるように、組織内部で一定の見直し、監督、管理を行っている状態を指す。

公平性 (エクイティ)： 個人やグループが、それぞれのニーズに応じて公平に扱われている状況。

組織全体で確立する一貫性のあるアプローチ： 目標に取り組むために組織内で採用され、構造化された体系的手法。最善の事例や実践に基づき組織全体で一貫して遵守され、ニーズに応じて調整される。

包摂性 (インクルージョン)： 多様な背景や異なるアイデンティティをもつ個人の全面的な参加を尊重し、その価値を認め、支援する環境や実践を作り出すための、意図的かつ積極的な努力。

最も社会から取り残されがちな人びと： アイデンティティ、生き立ち、経験、考え方、個性により、あらゆる状況において差別の対象となったり、差別を受けたりするリスクのある人びと。

組織： CHSを実践するのに必要な支援のための資源と責任感をもつ団体もしくは個人。これには、地域に根差した組織、市民社会組織、慈善団体や非営利組織、民間企業、公的機関、国際機関、コンソーシアム、または地域レベル、国レベル、国際的に活動する団体が含まれるが、これらに限定されるものではない。

参加：人びとや地域コミュニティが、自分たちに影響を及ぼす全ての意思決定の過程において、積極的な役割を果たすことを可能にするプロセスおよび活動。意味のある参加とは、最も脆弱で取り残されがちな人びとを含む全てのグループを巻き込み、人びとの特定のニーズや意向に沿って組織をまとめていくこと。参加は自発的なものである。

危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティ：災害、紛争、貧困、その他の危機や困難の影響を受ける女性、男性、少女、少年を含む全ての人びとのことで、それぞれ異なるニーズや脆弱性、能力をもつ。

過程（プロセス）：特定のタスクや目標を一貫性のある効率的な方法で達成するために必要な行動、ツール、支援のための資源のこと。これらは、組織の規模や能力といった背景や要因により、ある程度形式的になる。

質：人びとや地域コミュニティに提供される支援が、明示されたもしくは暗示されるニーズや期待に応え、当事者の尊厳を尊重する一連の特性。

回復力（レジリエンス）：危険にさらされた個人や地域コミュニティが、受けた影響に抵抗、緩和、適応して、タイムリーかつ効率的に困難から立ち直る能力。

資源（リソース）：組織が自らの使命を果たす上で必要なもので、自然、人材、財源、資本、技術、情報などが含まれるが、これらに限定されるものではない。

権利：人道憲章に記載されている通り、尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利、保護と安全への権利をいう。

職員およびボランティア：組織の任命を受け活動する全ての人びとで、経営層やリーダー、正規職員や短期職員、コンサルタントなどを含む。

支援：組織が目標を達成し、ニーズに対応し、課題を克服するために、人びとや地域コミュニティに提供または共有する、あらゆる業務や活動。



「人道支援の質と説明責任に関する必須基準(CHS)」は、危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティを支援する組織が、人びとの権利と尊厳を尊重しつつ、人びとが直面する危機への解決策を見出すことを支援する9つのコミットメントを提供している。

ISBN: 978-2-940732-04-3

chs@chsalliance.org

www.corehumanitarianstandard.org